

平成30年3月28日

午後2時公表

西知多医療厚生組合

新しいごみ処理施設の建設候補地における土壌調査の結果及び対応について

西知多医療厚生組合（構成市：東海市、知多市）の新しいごみ処理施設の建設候補地である知多市清掃センター敷地内において、環境影響評価の現地調査の土壌調査及び追加の調査を実施したところ、基準値を超える数値が測定されましたので、調査結果及び今後の対応について下記のとおりお知らせします。

記

1 調査内容

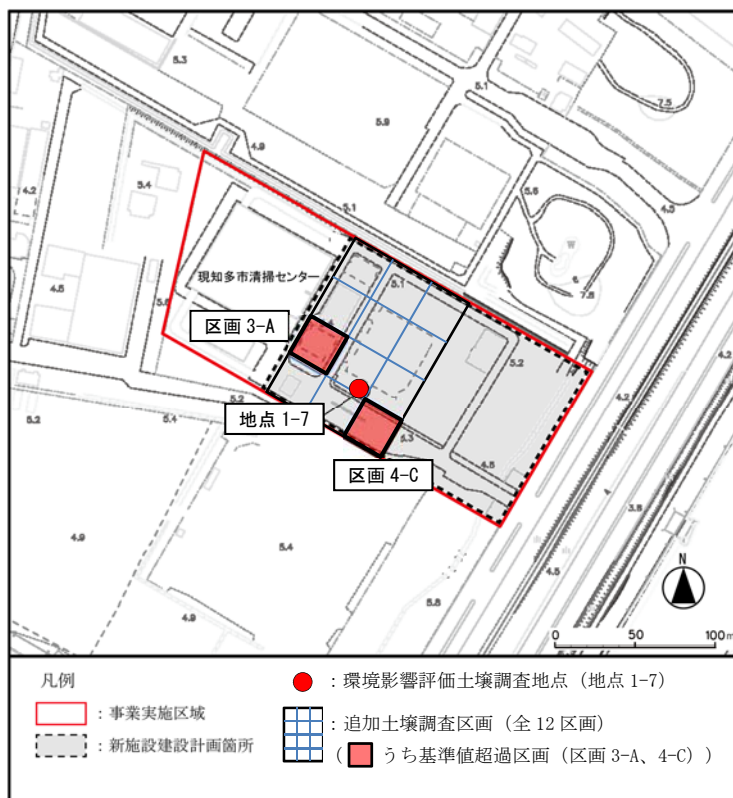
- ・環境影響評価の予測・評価を行うための現地調査の土壌調査
- ・地歴調査
- ・追加土壌調査

2 調査実施期間

平成29年3月10日（金）から平成30年3月27日（火）まで

3 調査実施場所

現知多市清掃センター敷地内（知多市北浜町11番地の4、11番地の18）



4 調査結果

(1) 環境影響評価現地調査の土壌調査

土壌の汚染に係る環境基準項目 27 物質及びダイオキシン類に係る環境基準項目（土壌）1 物質の合計 28 物質について測定した結果、次の基準値超過が判明しました。

地点 1-7（地下 10 m 土壌 平成 29 年 3 月 10 日採取）

地点	基準値超過物質	基準値 (mg/L)	測定結果 (mg/L)
1-7	砒素	0.01 以下	0.012 (1.2 倍)

注) 基準値：土壌の汚染に係る環境基準値及び愛知県土壌汚染等対策基準値（溶出量基準）

(2) 追加土壌調査

新施設の建設が想定される範囲を 12 区画に分割し、地歴調査において過去の使用等の可能性が考えられた 5 物質（ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、PCB）、環境影響評価現地調査の地下水調査で基準値を超過した 2 物質（ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物）及び環境影響評価現地調査の土壌調査で基準値を超過した 1 物質（砒素及びその化合物）の合計 8 物質について測定した結果、次の基準値超過が判明しました。

12 区画中 2 区画（表層土壌 平成 30 年 1 月 20 日、21 日採取）

区画	基準値超過物質	基準値 (mg/L)	測定結果 (mg/L)
3-A	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	1.4 (1.75 倍)
4-C	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	1.0 (1.25 倍)

注) 基準値：愛知県土壌汚染等対策基準値（溶出量基準）

(3) 土壌の汚染の原因及び拡大の状況

砒素の基準値超過は、過去に砒素を含む薬品類の取扱い履歴や漏洩事故がないこと、埋立て前の在来海底面より深い位置であること、名古屋港の海水に砒素が比較的高濃度に分布していることを示す文献があることから、原因の特定には至っておりませんが、自然由来によるものと推定されます。

ふっ素の基準値超過は、過去にふっ素及びその化合物を含む薬品類の取扱い履歴や漏洩事故がないこと、調査地点が名古屋港の浚渫土砂等による埋立地であること、海水には比較的高い濃度でふっ素が含まれていること、今回の調査の全ての区画で検出されていることから、原因の特定には至っておりませんが、埋立土由来によるものと推定されます。

環境影響評価の現地調査の結果では地下水には大きな動きがなく、半径 500 m の範囲内では井戸の存在が確認されていないこと、当面は土砂の掘削や搬出の

予定がないことから、現時点では外部への汚染の拡大のおそれや、健康被害が生じる可能性は少ないものと考えられます。

5 今後の対応

これまでの調査結果等については、愛知県の「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく報告を行うため、県環境部に対して情報伝達及び協議を行ってまいりました。

地下10mで砒素の基準値を超過した地点1-7には、地下水の観測井を設置してありますので、応急的措置として、不透水シートの設置及び観測井付近への一般の来所者の立入りを禁止する柵の設置を実施しました。

表層土壌でふっ素の基準値を超過した区画3-A、4-Cでは、応急的措置として裸地部分に雨水の浸透と土壌の飛散を防止するための不透水シートを敷設しました。

今後、地下水流向の下流側を考慮した地点において、定期的な地下水の水質の測定によるモニタリングを実施するとともに、建設計画において、掘削等の土工事の範囲や深度を決定後、より詳細な土壌汚染状況調査を行います。その調査結果と施工範囲を踏まえ、必要に応じて県との協議を行い、汚染土壌の除去等の措置を講じます。

6 問い合わせ先

西知多医療厚生組合 総務部ごみ処理施設建設課

電話 0562-32-1597 (代)